

科学研究費補助金の適正な執行の確保について

文部科学省は、これまで、科学研究費補助金(科研費)の不正使用等の防止及び適正な執行を図るため、不正使用を行った研究者等に対し一定期間科学研究費補助金を交付しない取扱いの導入や補助金の機関管理の義務化、各研究機関による内部監査の義務化、研究機関が実施する説明会において補助金の使用ルールの周知徹底などについて、通知や諸会議を通じて各研究機関に対して制度に基づく適切な取組を要請しているところです。

しかしながら、平成18年度会計検査院決算検査報告で、科研費の機関管理を義務化した平成16年度以降の研究課題に関して、架空の取引による預け金を指摘されました。

また、最近の研究機関における内部監査等の実施や会計検査院の实地検査により、以下のような事例が報告されました。これらの事例は、機関において直接経費・間接経費の使用ルールの理解や勤務実態等の事実確認が不十分であったために生じるものと考えられます。

(直接経費に関する不適切な事例)

- 物品費の支出に関し、新規採択課題の交付内定通知書受領前の物品購入に関する立替払いの精算において、新規採択研究課題の経費として支出していた。
- 謝金の支出に関し、出勤簿が勤務実態を正確に反映していない記載がなされていた。

(間接経費における不適切な事例)

- 機関における間接経費に関するルール(配分や使用方法など)が整備されていないために、計画的な執行が行われていない。
- 研究環境の整備(研究室の整備や研究者への配分など)に係る執行状況を機関で把握していないために、直接経費との区分が明確となっていない。

公的研究費を管理する研究機関としての適切性を疑われないよう、引き続き「科学研究費補助金に係る不正使用等防止のための措置について(平成18年11月28日付け18文科振第559号)」等を踏まえ機関管理を徹底し、間接経費を計画的・効率的に使用し、不正使用等防止策に取り組んでいただきますようお願いします。

